

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立特別支援教育総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究事業評価システムの見直し】</p> <p>○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研究への重点化を図るため、研究課題の企画立案(事前)・実施時(中間)、研究成果(事後)を取りまとめる各段階において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研究評価システムを平成20年度から導入する。</p>	<p>研究評価システムについては、現在構築中であり、平成20年度実施研究課題及び平成21年度実施予定研究課題について、企画立案、実施及び研究成果取りまとめの各段階で、広く意見を聴取することが可能となるよう、平成21年3月までに運用開始することを予定している。</p>	○	平成21年3月
	<p>○上記評価結果を公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研究課題については廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研究の質の底上げを図る</p>	<p>上記評価結果を研究所Webサイトに掲載するとともに、研究所の評価委員会等において、上記評価結果を踏まえ、成果の期待できない研究課題の廃止について検討を行うこととする。</p>	○	平成21年4月
	<p>【研修事業評価システムの見直し】</p> <p>○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研修への重点化を図るため、研修内容の企画立案(事前)・実施時(中間)、実施後(事後)において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研修評価システムを平成20年度から導入する。</p>	<p>研修評価システムについては、現在構築中であり、平成21年度研修の実施にあわせ、平成21年3月までに運用開始することを予定している。</p>	○	平成21年3月
	<p>○平成19年度中に研修開始前に受講者及び任命権者に対し、研修内容を踏まえた教育現場への還元のための事前計画書について年間目標を具体的に設定させるとともに、受講者においては、国立特別支援教育総合研究所及び受講者の任命権者、任命権者においては、国立特別支援教育総合研究所へ提出させる。また、終了1年後に受講者及び受講者の任命権者に対してアンケート調査を実施することにより事後の研修内容の改善につなげる。</p>	<p>年間目標を具体的に設定させる「研修成果の活用等に関する事前計画書」については、平成20年度実施の全ての研修において対応済みであり、研修内容の改善につなげる。また、終了1年後のアンケート調査については、平成18年度終了研修分について実施済みである。</p>	◎	平成20年3月
	<p>○上記結果を公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研修については、廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研修の質の底上げを図る。</p>	<p>上記結果を研究所Webサイトに掲載するとともに、研究所の評価委員会等において、上記結果を踏まえ、成果の期待できない研修の廃止について検討を行うこととする。</p>	○	平成21年3月
	<p>【研修事業】</p> <p>○平成20年度より一部研修を廃止(13研修→10研修)する。</p>	<p>平成19年度実施の13研修のうち、「LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修」、「自閉症教育推進指導者研修」、「情報手段活用による教育的支援指導者研修」の3研修を廃止するとともに、特別支援教育専門研修を改編し、平成20年度は8研修として実施した。</p>	◎	平成20年3月
	<p>【個別教育相談業務】</p> <p>○保護者等からの個別的教育相談については原則的に廃止し、都道府県等にゆだねるべき教育相談については、平成20年度中に引継ぎを完了する。</p>	<p>保護者等からの個別的教育相談については原則的に廃止し、平成17年度末に実施していた教育相談206件のうち、平成19年度末までに、204件の引き継ぎ等を完了した。残り2件は本年度末までに引き継ぎを完了する予定。</p>	○	平成21年3月
	<p>○平成19年度中に「教育相談年報」及び「教育相談マニュアル」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とする。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p>	<p>「教育相談年報」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とした。</p>	◎	平成20年3月
<p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。</p>	<p>平成20年度中の策定に向けて、検討中。</p>	○	平成21年3月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
大学入試センター	事務及び事業の見直し 【大学入試センター試験の実施事業】 ○秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する。	・平成19年12月、「随意契約見直し計画」を策定し、秘密保持の観点から真にやむを得ないものを除き、全て一般競争入札等に移行することとした【随意契約件数：112件（平成18年度）→32件（平成19年度）（対前年度71.4%減）】 ・業務効率化の観点から、出願受付、成績通知・提供を中心とした試験実施業務（試験問題作成業務等を除く。）について平成21年度中に民間競争入札を実施することとし、現在、対象範囲の詳細及びサービスの質の指標等について検討中。	○	平成21年9月
	○調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する予定。	・現在、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会で、平成23年度以降の法科大学院適性試験の実施体制について審議が行われており、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する予定。	○	平成21年3月
	【大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業】 ○平成20年度中に大学入試センター試験及び新たな教育制度に対応した入試の実施方法並びにそれらの改善策に関する調査研究テーマに特化する。	・平成20年度にプロジェクト研究の見直しを行い、従来の5つのプロジェクトを大学入試センター試験及び入学者選抜方法の改善により直接的に関係する3つのプロジェクトに特化するとともに、新たに大学全入時代に即した新たな試験の在り方に関するプロジェクトを設定し、4つの研究プロジェクトに再編することとしている。	○	平成21年3月
	○「国公立大学ガイドブック」の作成、進路指導関係セミナーの各業務の在り方について、業務の効率化又は自己収入の増大の観点からの廃止又は有料化も含め、平成20年度中に検討し、結論を得る。	・平成20年4月から、「国公立大学ガイドブック」の作成、進路指導セミナーの各業務の在り方について検討を開始しており、高等学校関係者の意見をも聞きつつ、平成20年度中に結論を得る。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る。	・平成20年4月から、現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について検討を開始しており、平成22年度中に結論を得る。	○	平成23年3月
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○各教育拠点の組織の見直し（2課体制から次長制（課長級1名体制）への移行）を実施し、平成22年度までに27施設で管理職ポストを削減。 運営の効率化及び自律化	平成19年度に3施設、平成20年度に12施設が次長制に移行しており、残り12施設についても人事異動の状況を勘案し平成22年度までには実施する予定。	○	平成22年4月
国立青少年教育振興機構	【保有資産の見直し】 ○国立オリンピック記念青少年総合センターについて、ネーミングライツの導入の可能性について検討を行い、平成20年度に結論を得る。	ネーミングライツ導入の可能性について検討を行うための内部検討組織を立ち上げ、既にネーミングライツを導入した施設への実態調査などを実施しており、平成20年度内に結論を得ることとしている。	○	平成21年3月
	○青少年交流の家及び青少年自然の家について、稼働率向上のための対策を策定することとし、平成20年度内に結	地方施設の稼働率向上のため、内部検討組織を立ち上げ、平成19年度末から閑散期対策を講じつつ、稼働率向上対策について平成20年度内に結論を得ることとしている。	○	平成21年3月
	○青少年交流の家及び青少年自然の家について、青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。	地方施設の有用性、有効性を検証するため、内部検討組織を立ち上げ検討を実施しており、その結論も踏まえ、平成22年度までに必要な整理合理化をおこなう。	○	平成23年3月
	○その際、原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。			

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立青少年教育振興機構	【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	各施設における外部資金の獲得方策や、受益者負担によるサービス向上等を念頭に結論を得るため、内部検討組織を立ち上げ検討を実施しており、平成20年度内に結論を得ることとしている。	○	平成21年3月
国立女性教育会館	事務及び事業の見直し 【女性教育関係事業】 ○女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究及びカンボジア女性教育研修につき、平成19年度で廃止する。	平成19年度限りで事業を廃止した。	◎	平成20年4月
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備することとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。	研修及び調査研究に係る企画実施機能の強化及び業務の効率化を図るため、チーム制を導入した。(平成20年6月) その結果を踏まえ、館内の事務体制についてさらなる検討を行い、年度内に結論を得る。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化			
国立国語研究所	【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	館内に設置した外部資金の導入推進チーム及び利用促進本部により、外部資金の活用及び自己収入の増大に向けた検討を行い、定量的な目標を年度内に策定する。	○	平成21年3月
	事務及び事業の見直し 【日本語コーパス事業】 ○民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得る。	・平成20年度中に結論を得るべく、現在、関係の民間事業者等に共同事業の可能性についてアンケート調査を実施しているところ。	○	平成21年3月
	【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】 ○平成20年度中に廃止する。	・平成20年度中にプロジェクトの成果を取りまとめて、事業を廃止すべく、検討を進めているところ。	○	平成21年3月
	【外来語言い換え提案事業】 ○平成20年度中に廃止する。	・平成20年度限りで同事業を廃止する。	○	平成21年3月
	【日本語教育事業】 ○他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る。	・他の公的日本語教育機関との役割見直しについて、平成20年度中に結論を得るべく、検討を行っているところ。	○	平成21年3月
	【漢字情報データベース事業】 ○平成20年度中に廃止する。	・事業の委託期間終了に伴い、平成20年度末に廃止する予定。	○	平成21年3月
	【図書館事業】 ○平成20年度中に廃止する。	・平成20年度で図書館事業は廃止する予定。 ・大学共同利用機関法人として、国語(日本語)研究に必要な図書・資料等の収集・提供等のあり方を検討中。	○	平成21年3月
	組織の見直し 【法人形態の見直し等】 ○大学共同利用機関法人に移管する。	・平成21年10月の移管を予定し、移管に向けた作業を行っている。	○	平成21年10月
【電話対応グループ】 ○平成20年度中にHP上でFAQ(よくある質問に対する回答)を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載することに併し廃止する。	・電話対応グループは平成20年度限りで廃止する予定。 ・現在、HP上に掲載するFAQを作成中。	○	平成21年3月	
国立科学博物館	事務及び事業の見直し 【資料収集・保管、展示・学習支援活動】 ○学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を以て終了し、より先導的・モデル的の事業に重点化する。	・平成20年3月末をもってティーチャーズセンターを終了した。 ・なお、学校と博物館が効果的に連携できるシステムについて、国内の科学系博物館とも協働して検討を進めているところである。	◎	平成20年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立科学博物館	【民間競争入札の適用】 ○国立科学博物館の施設管理・運営業務(展示業務の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い、平成20年度末までに結論を得る。	・館内に検討チームを設置し、対象業務の範囲について平成20年度末を目途に検討を行っているところである。 ・平成22年4月からの実施を予定している。	○	平成21年3月
国立科学博物館	組織の見直し			
	【組織体制の整備】 ○限られた資源の中、調査研究と資料収集・保管、展示・学習支援活動を一体的に実施し、さらなる成果を上げるため、部課等の再編を含めた組織の見直しを図り、人件費削減と的確な職務の遂行、組織全体及び職員の潜在力を引き出す効果的な組織の在り方について検討し、平成20年度内に結論を得る。	・現在、人件費削減計画を踏まえ、内部組織の在り方について検討を行っているところである。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○特に大学等の研究では十分な対応が困難な、標本資料に基づく実証的研究、生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を、効率的、効果的及び確実に遂行するため、外部評価を導入することとし、平成20年度内に、その具体的在り方について結論を得る。	・有識者15名に外部評価委員を委嘱し、研究活動に関する外部評価を実施しており、年度内に評価結果を得ることとなっている。	◎	平成20年3月
	【自己収入の増大】 ○外部資金の活用を引き続き図るとともに、入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	・入場料収入の増大に向けた定量的な目標の在り方について検討を行っているところである。 ・なお、入館者満足度調査等を通して、入館者数の拡大による鑑賞環境の悪化等のマイナス面についても引き続き注意を向けることが必要と独立行政法人評価委員会に於いて指摘されているところである。	○	平成21年3月
	【霞ヶ浦地区】 ○霞ヶ浦地区について、処分及び有効活用等、多様な観点に基づき、資産の見直しの検討を行う。	・当初、収蔵施設の建設地として保有していたが、他地区の交通事情の改善等により候補地が変更となった。霞ヶ浦地区の土地について、他の用途を検討したものの明確な用途が立たず、処分することとしている。 ・処分方法については、通則法改正後、現物納付を予定しているところである。	○	平成21年3月
物質・材料研究機構	事務及び事業の見直し			
	【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	「科学技術基本計画」や「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)」等の国の方針を踏まえ、科学技術関係予算への資源配分方針で掲げる「最重要政策課題関連施策」や「戦略重点科学技術関連施策」の推進のため、環境・エネルギー問題の解決に貢献する材料開発に重点化している。他の独立行政法人や大学、民間との役割分担を整理した上で、研究開発課題の立案を行っている。また、定期的に国内外の研究開発動向等を把握することで、研究開発事業の重点化や円滑な推進に役立てている。	◎	随時
	○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。	平成20年度中に廃止予定。	○	平成21年3月
	○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。	平成20年度予算、平成21年度概算要求と段階的な予算縮小を実施し、効率的・効果的な実施を図っているところ。	○	平成21年3月
	○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。	コスト削減、資源の有効活用を目的として、これまで空气中に放散していたヘリウムガスを回収し、再利用を行うため、平成20年度中にヘリウム回収装置を設置する。	○	平成21年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
物質・材料研究機構	○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。	「ナノテクノロジー融合支援センター」内に、企業から専属オペレータの派遣及び装置の保守管理業務の協力を得て運営される「NIMS-Leicaバイオイメージングラボ」を設置した。また、ナノスケールでの計測・解析評価が可能な機器を揃え、民間企業との共用化を促進している。	◎	平成20年4月
	○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。	企業との共同研究を推進する連携センターとして機構内にトヨタ自動車株式会社と「NIMS-トヨタ次世代自動車材料研究センター」を設置し、次世代自動車に不可欠な車載用二次電池の開発、高強度車体材料の開発、高安全性を確保する駆動系部品材料の開発などを開始した。	◎	平成20年7月
	【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。	研究開発課題評価実施要領を定め、それに基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施している。評価結果の活用について、国の政策課題に対応した新規施策の提案を行うため、検討・立案の際に、事前評価結果を踏まえつつ提案課題のブラッシュアップを行っている。また、中間および事後評価の評価結果を踏まえてプロジェクト研究、重点化を見直すなどの取り組みを実施している。資源配分への反映については、例えば、内部公募型の研究課題の実施に際して、選考のための審査結果に応じた弾力的な予算配分を行っている。公表については、過去においてもホームページ上にて、公開は行っているが、今年度から、①定量的なデータの表示、②評価項目の統一と反映基準の明確化(大綱に沿った評価項目と10段階評価)を行い、評価結果を国民に理解しやすいものに改善した。	◎	随時
	【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。	一般競争入札を導入してESCO事業請負会社と契約を締結し事業を実施している。また、外国人研究者の支援事業については、一般競争入札を導入することにより、より効率的に民間活力の活用を図っている。	◎	平成20年4月
	○平成19年度から少額契約案件において、インターネットを活用した購買システムに登録されている業者から発注等を行うことによる調達業務の合理化を進める。	平成19年度中にインターネットを活用した購買システムの導入を検討、実施するなど調達業務の合理化を進めた。	◎	平成20年3月
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に集約し、跡地の売却に取り組むべく検討し、平成20年度中に結論を得る。	内部検討委員会で結論を得、処分方法について財務省と調整中。	○	平成21年3月
	○平成19年度中にナノテック総合支援プロジェクトセンター(東京)の見直しを図り、ナノテクノロジー・ネットワークの中核的な運営機関とし、つくば地区への運営機能の集約を促進する。	平成19年度でナノテック総合支援プロジェクトセンター(東京オフィス)の賃貸借を取り止め、NIMSナノテクノロジー拠点としてつくば地区へ運営機能を集約化した。	◎	平成20年3月
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○民間企業との連携強化や国の競争的資金等による外部資金の獲得増加、共用設備の利用に際しての課金制度の導入などを通じて、自己収入の増加を図るとともに、知的財産に関する特許出願・権利化の精査により特許経費の削減を進めるため定量的な目標を平成20年度中に策定する。	・外部資金の獲得増加については、企業との連携センター設置などを通して大型の資金導入を図っている。また、外部からの講師を招き科研費等のセミナーを企画し、さらに、全研究者が理事長の方針に基づき科研費に申請を行うなど、自己収入の増加に向けて、積極的に取り組んでいる。 ・特許経費削減については、昨年度から実施している、機構内における国内特許の申請書の作成を継続するとともに、外国特許の出願等を厳選することで経費削減に取り組む。(H20年度特許経費目標:2億円、対H19年度-3000万円) ・課金制度については、文部科学省ナノテクノロジーネットワーク事業である「NIMSナノテクノロジー拠点」による設備の共用化事業にて、ナノテクノロジー融合支援センター、超高压電顕共用ステーション、強磁場共用ステーションにおける外部利用に供する研究機器について、試験的に運用を開始した。	◎	平成20年7月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
物質・材料研究機構	【業務運営体制の整備】 ○既に導入している上長が行う業績評価に基づき、各職員の業績評価を勤労手当に反映させる人事処遇制度について平成20年度中に必要な見直しを行った上で推進する。	今後も引き続き業績評価を実施し、その結果を処遇等に反映させるとともに、必要な見直しを行う。具体的には、客観評価のうちの論文におけるIF値(インパクトファクター)の比重の軽減、外部資金のうち、特に民間からの資金においてはインセンティブを与える等の検討を行っている。	○	平成21年1月
	○招へい経費の節減等により、一層の経費の節減を図るため、平成20年度中に新たな措置を講ずる。	・NIMS海外研究者招聘制度について、招聘範囲など制度の抜本的な見直しを視野に入れて一時的に運用を凍結し、これまでと同規模の予算で、いかに優秀な研究者を数多く招聘できるかの検討に着手している。 ・旅費システム、文書決裁システム、少額物品のインターネット調達システム等を導入することにより、経費節減を行った。	◎	平成20年度5月
防災科学技術研究所	事務及び事業の見直し			
	【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において防災科学技術研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、類似業務を行う他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	・防災科学技術研究所は、「防災に関する研究開発の推進方策について」(科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 平成18年7月改訂)をはじめとする国の方針の下、防災に関する一貫した総合的研究を実施する国内唯一の機関として、災害から人命を守り、災害の教訓を生かして発展を続ける災害に強い社会の実現を目指すことを基本目標に研究開発を推進している。 ・海洋研究開発機構との統合に合わせ、新法人の中期目標・中期計画においてより一層の明確化を図る予定。	○	平成22年4月(予定)
	○平成20年度から特に萌芽的な基礎研究について社会の研究ニーズを反映することとし、真に求められる研究分野に特化し推進する。	・中期計画、年度計画において、個々の研究開発について、社会のニーズに対応した明確な目標を設定して研究開発を行う旨定めており、萌芽的な基礎研究においても、社会的なニーズを踏まえ、所内の委員会において厳正に評価・審議を行い、その推進を図ることとしており、本年度からは、整理合理化計画の内容を踏まえて、社会のニーズの反映をより厳格化することとした。具体的には、最近の地震、風水害の激化、多様化を踏まえ、地震を起因として発生する建物の崩壊崩落、複合的な要因(地震と降雨)による土砂災害、及び気象の突発的な変化にともない発生する突風・集中豪雨による災害についての防止・監視・予測技術の研究開発課題を行うこととした。	◎	平成20年7月
	【研究開発事業評価システムの見直し】 ○各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに、成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、質の底上げを図る。	・研究開発課題(プロジェクト研究)については、従前より外部有識者による事前・中間・事後評価を行っており、評価結果は分かりやすい形でホームページにて公開し、国民への説明責任にこたえるよう努めている。 ・平成20年1月からは、目標等の達成度合いを数値化して示し、評価の基準がより客観的かつ明確なものとなるよう見直しを図り、従来のABC3段階評定区分に替えてSABCFの5段階評定区分に改善した。評価結果の内容については、業務運営の改善その他に適切に活用することとしており、F評価のものについては廃止も含め抜本的な見直しを行うこととしている。	◎	平成20年1月
	【波浪等観測事業】 ○平成19年度中に廃止する。 組織の見直し	・平成19年度末をもって事業を廃止した。	◎	平成20年3月
	【法人形態の見直し】 ○海洋研究開発機構と統合する。	・平成22年4月に統合を予定し、統合に向けた作業を行っている。	○	平成22年4月(予定)
	【支部・事業所等の見直し】 ○平成19年度中に平塚実験場を廃止する。	・平成19年度末をもって実験場を廃止した。	◎	平成20年3月
	○平成19年度中につくば本所内地表面乱流実験施設を廃止する。 運営の効率化及び自律化	・平成19年度末をもって施設を廃止した。	◎	平成20年3月
【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度中に策定する。	・自己収入の増大に向けた目標については策定に向け検討しているところであり、平成20年度末を目途に策定する予定。	○	平成21年3月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
防災科学技術研究所	○平成19年度から施設・設備等の利活用を一層促進する	・施設・設備等の利活用を一層促進するため、積極的な広報活動を行っている。 ・主に実大三次元震動破壊実験施設の施設貸与件数・日数の増加(平成18年度2件15日→平成19年度3件45日)に伴い、研究所全体の平成19年度の自己収入は平成18年度に比べ約1.2億円増大した。 ・大型耐震実験施設および雪氷防災実験施設については、中期計画で目標としている利用件数を上回る稼働率での運用を達成し、今後も引き続き、施設の利活用を積極的に行い、高稼働率での運用に努めていく。	◎	平成20年3月
放射線医学総合研究所	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において放射線医学総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	現行の中期目標／計画に基づき、H20年度以降、年度ごとの評価結果を事後の研究計画や予算に反映させるとともに、次期中期目標期間に向けて、必要な研究の重点化や他期間との相違・役割分担等の明確化を図る予定。	○	平成23年3月
	【研究開発事業評価システムの見直し】 ○各研究課題について客観的・具体的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより質の底上げを図る。	平成20年度の成果より、各研究課題について従来よりもさらに客観的・具体的なデータを重視した評価を行うとともに、その結果をホームページ上に公開する。評価基準に「成果を期待できない」という評価を加えるなど、より重要度の高い研究に重点化する仕組みを構築する。これらを次期中期計画において、事前・中間・事後評価のシステムとして運用する予定。	○	平成23年3月
	【研修事業計画の見直し】 ○研修コースへの参加状況や社会ニーズを適切に分析し、参加率が低いなどニーズの低いコースについては、随時研修内容の改善や研修コース自体の廃止を含めて平成20年度中に見直しを行う。	平成19年度末より、各研修コースの充足率、社会のニーズ等を元に、研修コースの改善・廃止の検討を行っており、計画通りH20年度中に研修事業計画の見直しを行う予定。	○	平成21年3月
	【民間委託の推進等】 ○定型業務の民間委託を引き続き実施するとともに、外部委託が可能な業務について継続的に検討し積極的に民間委託を実施する。 具体的には、 ・給与計算業務を平成20年度当初に民間に委託する。 ・実験動物の所内生産供給のうち定型的な実験動物の所内生産供給を平成19年度以降、順次外部委託し現行中期目標計画中に完了する。	○給与計算業務に関しては、平成20年度当初に民間委託を開始した。 ○実験動物の所内生産供給のうち、定型的な実験動物の所内生産供給については、平成19年度以降、順次外部委託を行っている。具体的には、現在、SPFマウス系統15系統の維持繁殖を行っているが、今中期計画終了までの3年間で2系統を外部委託、6系統の維持繁殖を中止(市販マウス系統購入で対応)、2系統は胚凍結保存を行い、生体での維持繁殖は中止。特殊系統の5系統の維持繁殖は継続する。上記の対応を順次行うことにより完了する予定。	◎ ○	平成20年4月 平成23年3月
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○平成19年度中にプルトニウム内部被ばく研究の廃止に伴い、プルトニウム吸入ばく露施設設備を廃止する。	・H19年度に措置された予算により、プルトニウム吸入ばく露設備の廃止を行った。	◎	平成20年3月
	○茨城県等の地元の了解を得た上で那珂湊支所を廃止する。	・H20年3月、地元である茨城県とひたちなか市と廃止について協議した結果、了解を得られたので、所内に対応組織を設置し、H22年度末には廃止完了の予定。	○	平成23年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
放射線医学総合研究所	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○重粒子線がん治療の更なる推進、知的財産の活用や企業等との共同研究を積極的に推進することにより自己収入の増大を図るため定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>具体的には以下の方法により、自己収入の拡大を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療計画や照射ビーム制御手法の改良による治療の効率化とともに、現在検討中の治療エリアの増築により、治療患者数の増加を図り、臨床医学収入の拡大を図る。 ・特許取得及び知的財産の管理を戦略的に進め、技術移転機関等のサポートを得ることにより特許収入やノウハウ提供等の技術移転を増し、自己収入の増加を図る。 ・企業等との共同開発が期待できる研究開発に関しては、積極的に企業等との共同研究を企画・推進し、共同研究資金の調達など外部資金の確保を図る。 	<p>・重粒子線がん治療の更なる推進、知的財産の活用や企業等との共同研究を積極的に推進することにより自己収入の増大を図るため、左記に記載した具体的な方法による定量的な目標を策定する予定。</p>	○	平成21年3月
国立美術館	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○東京国立近代美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。</p>	<p>実施要項の素案を作成し、官民競争入札等監理委員会と協議中であり、平成20年10月下旬ごろに同監理委員会において審議を行う予定。</p>	○	平成21年3月
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○平成20年度から、各館において個別に行っている出版物の編集・発行業務について、可能なものから本部において一元的に実施する。</p>	<p>本部に作業チームを設置し、各館において個別に行っている出版物について、一元化する場合の問題点の整理と、その対応策をまとめているところ。</p>	○	平成21年3月
	<p>○企画機能強化のため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5館共同の展覧会の開催を調整・実施する。 ・各館における展覧会企画等について連絡・調整を行う。 ・各館の企画・連携の在り方を検討し、平成20年度内に結論を得る 	<p>本部に作業チーム等を設置するなどして5館共同の展覧会の開催をはじめ企画機能強化のための取組についての検討を開始。</p> <p>会期：平成22年8月～10月(予定)</p> <p>会場：国立新美術館(予定)</p>	○	平成21年3月
	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>	<p>本部に作業チーム等を設置し、収入内容の分析や、収入増方策の検討を開始。</p>	○	平成21年3月
国立文化財機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○東京国立博物館等の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。</p>	<p>20年度計画に以下のように記載し、プロジェクトチームを設けるとともに、具体的な対応策を継続的に関係施設連絡会等で審議し、21年10月から落札者による業務実施に向け準備中である。</p> <p>・独立行政法人整理合理化計画(19年12月24日閣議決定)の方針に基づき、東京国立博物館及び東京文化財研究所の施設管理・運営業務(展示等の企画運営を除く)について、21年度実施の民間競争入札に向けた準備をする。</p>	○	平成21年10月
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。</p>	<p>20年度計画に以下のように記載し、指摘事項に対する対応を図るため、関係施設連絡会等で継続的に審議している。</p> <p>・独立行政法人整理合理化計画(19年12月24日閣議決定)の方針に基づき、国立博物館各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。</p>	○	平成21年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立文化財機構	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>	<p>20年度計画に以下のように記載し、プロジェクトチームを設けるとともに、具体的な対応策を継続的に関係施設連絡会等で審議している。</p> <p>独立行政法人整理合理化計画(19年12月24日閣議決定)の方針に基づき、20年度中に自己収入の数値目標を策定する。</p>	○	平成21年3月
教員研修センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【学校教育関係職員に対する研修】</p> <p>○研修事業について、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。以下については、できる限り早急に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託等により実施する研修について、実情に応じて、廃止・隔年実施等の見直しを行う。 ・海外派遣研修について、平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う。 	<p>○国として真に実施すべき研修を行えるよう、学校評価指導者養成研修を新たに開始するとともに指導力向上指導者養成研修を廃止するなど、絶えず見直しを図っている。</p> <p>なお、以下についても見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託等により実施する研修については、各研修コースの参加状況を踏まえて、研修コースの改廃を行った。 (廃止：1コース、隔年実施：2コース、休止：2コース) ・海外派遣研修については、派遣先国の見直し及び語学研修機関の精選を行うとともに、研修効果を高めるよう事前研修会の内容を見直した。なお、存廃については、平成22年度までに検討していく。 	○	平成23年3月
	<p>【民間委託の推進】</p> <p>○施設の管理・運営業務について、引き続き民間委託を図る。</p>	<p>○施設の管理・運営業務については、可能な限り民間委託を行っており、引き続き民間委託の推進に努める。</p>	◎	平成20年4月
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【経費節減】</p> <p>○委託等により実施する研修に必要な経費について、平成22年度までに地方公共団体の負担を1/2から全額とする。</p>	<p>○委託等により実施する研修に必要な経費については、平成22年度までに地方公共団体の全額負担を導入することとしている。</p>	○	平成23年3月
科学技術振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【新技術創出研究事業、企業化開発事業、研究開発交流支援事業】</p> <p>○助成を行った研究課題について、追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・発信の仕組み及び日本版バイドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組みを平成19年度末までに構築する。</p>	<p>【追跡調査等成果把握の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終了した研究課題について、科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡調査等を実施し、研究開発成果の発展状況や活用状況等を把握する仕組みを構築した。 ・具体的な取り組みとしては、例えば、委託開発において、開発終了後1年以内に開発成果の実施状況(成果売上、製品化可能性等)、今後の見込みなどについて、報告書・アンケート・ヒアリング・現地調査を通じて、追跡調査を行っている。 <p>【成果公開・発信の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について継続的・体系的に把握し、可能な限り国民に分かりやすい形で報道発表やインターネット、シンポジウム等を通じて積極的に情報発信する仕組みを構築した。 ・具体的な取り組みとしては、報道機関を通じた情報発信としては、ヒトiPS細胞(人工多能性幹細胞)作製成功や新系統の超伝導物質発見などの顕著な研究成果をはじめとしたプレスリリースを積極的に行い、特に迅速に発信すべき内容については特別シンポジウムや広報誌の特別号発行などを行った。また、ホームページに最新の研究・開発成果を紹介したり、最新活動報告を掲載するなど逐次情報発信を行っている。さらに、JSTの事業内容及び成果を一般の人にも分かりやすく紹介するため、広報誌「JST News」を毎月発行し、全国の大学等の研究機関の他、科学館や高校などにも幅広く配布している。 <p>【日本版バイドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等及びJSTの研究開発成果について、J-STORE(研究成果展開総合データベース)等による技術情報の公開や、大学見本市や新技術説明会の開催を通じて、技術シーズと産業界ニーズのマッチングを図り、大学等及びJSTの研究開発成果の技術移転を促進する仕組みを構築した。 	◎	平成20年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
科学技術振興機構	○競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止のため、研究機関監査室、プログラム調整室、告発窓口やPD(プログラムディレクター)、PO(プログラムオフィサー)が一体的・効果的に機能する仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査等については、同調査の対象とする課題の選定基準等を作成する。さらに、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。	<p>【競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金を中心とした公募型の研究資金を適正に管理し、もって事業の健全な運営を確保するため、「競争的資金等に係る不正防止推進委員会」を設置し、研究機関監査室、プログラム調整室、技術移転調査室等とも連携の上、JST全体で一体的・効果的に競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止にあたる体制を整備した。 <p>【資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)〈平成19年2月25日 文部科学大臣決定〉」の主旨・方針を踏まえ、①配分額の多い機関、②過去に不正の発生した機関、③採択課題数の多い機関、④研究配分期間が長期に亘る機関、⑤小規模な研究機関、NPO等、⑥その他に留意して、サンプリング調査等の選定基準等を作成した。 <p>【府省共通研究開発管理システムの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術会議及び文部科学省の方針を踏まえ、府省共通研究開発システム(e-Rad)を活用し、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化した。 	◎	平成20年3月
	○審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を継続的に進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金について、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努めている。 ・具体的な取り組みとしては、研究委託率の引き上げによる事務参事等人員の削減、集約化による事務所の削減などを継続的に行っている。 	◎	継続的に実施
	○政策ニーズ、応募件数、採択率等を踏まえ、競争的資金の個別事業の必要性を不断に見直すこととする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営全般について外部有識者の参画を得て、毎年度自己評価を実施し、評価結果を事業運営等に適切に反映させ、JSTにおけるPDCAサイクルを実施するとともに、国から提示される政策ニーズ、総合科学技術会議の提言や文部科学省独立行政法人評価委員会の評価等も踏まえつつ、制度の見直し、改革を継続的に行っている。 ・具体的な取り組みとしては、平成18年度をもって創造科学技術推進事業、国際共同研究事業、計算科学技術活用型特定研究開発推進事業及び権利化試験を、平成19年度をもって人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業を、平成20年度をもって社会技術研究開発事業(計画型)及び革新技術開発研究事業をそれぞれ廃止した。 	◎	継続的に実施
	○平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)〈平成19年2月25日 文部科学大臣決定〉」に基づき、平成20年度応募分から、募集要項等に研究機関における研究費の管理・調査体制整備の必要性を明記するとともに、ガイドラインに基づく体制整備等の状況報告書の提出を求めることとした。 	◎	平成20年3月
	【科学技術情報流通促進事業】 ○平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな改善計画を策定(第Ⅱ期経営改善計画中に前倒し策定を予定)し、平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消を加速させる。	<p>【新たな経営改善計画による繰越欠損金の抜本的な縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ繰越欠損金の抜本的な縮減を行うため、平成30年度までの新たな経営改善計画を以下の通り策定する予定。 ・平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指し、累積欠損金の抜本的解消への道筋の明確化を実現。 ・平成21年度から平成30年度までの10年間に、税引前利益ベースで約73億円確保(うち法人税等15億円の納付により繰越欠損金を約58億円縮減)。 ・平成31年度以降も文献情報提供事業を責任をもって遂行し、繰越欠損金を継続して縮減していく。 	○	平成30年度

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
科学技術振興機構	○利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止（廃止基準の策定）及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。	【新たな経営改善計画における具体的方策】 ・JDreamⅡの検索結果文献集合を解析可視化し、グラフ・マップを作成して提供する「AnViseers」など利用者ニーズの高い新商品の投入、JDreamⅡ訪問研修会の開催など積極的な営業活動の展開（新規顧客獲得と利用促進活動の強化）により、売上増加を図っている。 ・また、システム関連経費の見直し、CD-ROM媒体の文献速報など収益性の悪い商品の廃止、人件費等の削減等により、着実な経費削減等と迅速な事業の見直しを行っている。	◎	継続的に実施
	○科学技術情報流通促進事業（一般勘定）のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。	・科学技術情報流通促進事業のデータベースについて、中長期的な科学技術情報政策上のビジョンの検討を開始した。 ・科学技術情報流通促進事業全般の運営のあり方等を検討するために、外部有識者・専門家からなる「科学技術情報事業委員会」を設置し、各事業の政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ、事業評価を実施し、必要性が低いと認められた事業の見直しを行うなど、以後の事業運営に反映させることとした。	◎	継続的に実施
	組織の見直し			
	【組織体制の整備】 ○東京本部について、自ら保有し、現在地に立地することが必要不可欠であることについて、各事業への影響、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性に関する調査を実施しつつ検討を進めている。 【具体的なスケジュール】 ・経済合理性に関する調査（平成19年度末開始） ・各種調査結果の整理・取りまとめ（平成20年中） ・評価結果の公表（平成21年3月予定）	○	平成21年3月	
	○JSTイノベーションプラザ及びサテライトについて、外部有識者による評価等を踏まえて、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものは、廃止する等の見直しを行う。	・各プラザ・サテライト毎に、各地域の地方自治体や関係機関のニーズ及び地域の特性を踏まえ、研究開発の支援活動及びコーディネート活動等について、定量的及び定性的な目標を盛り込んだ中期運営方針を策定した。 ・毎年度、その達成状況、成果等について評価をすることにより、プラザ・サテライト活動のPDCAサイクルの定着を図るとともに、評価の結果、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものについては、廃止する等の見直しを行う。	○	平成23年3月
	【支部・事業所等の見直し】 ○海外事務所については、政策ニーズや費用対効果の観点から説明がつかない事務所については、廃止等見直しを行う。	・JSTの業務全般の国際化や国際展開を進める観点から、既存の海外事務所の体制・役割・国際業務の実施態様の見直しについて審議する「海外事務所検討会議」を設置し、海外事務所について、政策ニーズや費用対効果の観点から、事務所の役割及び活動を点検し更なる効率化を検討している。 ・検討を踏まえ、今後の方策をとりまとめるとともに、問題があるとされる場合には、廃止等見直しを行う。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化			
【科学技術理解増進事業】 ○日本科学未来館の収支改善に向けて、来館者数、自己収入、事業効果等に関する数値目標を盛り込んだ「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」を着実に実施する。	・「業務の効率化および自己収入の増加方策プログラム（平成19年6月策定）」の達成状況については、毎年度検証し、公表することとしている。 ・平成19年度実績は、来館者数79.5万人（目標78万人）、自己収入334百万円（協賛金含む）（H19年度モデル数値325百万円、第2期中期計画期間5か年で1,650百万円）、運営経費2,886百万円（目標2,892百万円）と目標を達成した。 ・平成20年度以降についても、引き続き自己収入拡大及び業務の効率化に取り組み、着実にプログラムを実施する。	○	平成24年3月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
科学技術振興機構	【保有資産の見直し】 ○区分所有している茅野(車山)の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については、設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。	・茅野(車山)の研修施設については、平成20年6月30日付で重要な財産の処分に係る申請を行い、9月1日付で認可を得たため、平成20年度末までに持分を売却する予定。	◎	平成21年3月
		・伊東の研修施設については、茅野(車山)の研修施設の処分に伴う利用状況の推移も踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。	○	平成21年3月
	【業務運営体制の整備】 ○管理職の割合を縮減し、給与水準の引下げを図る。	・職員の給与水準については、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で、平成18年度115.9から、平成19年度107.9に減少した。 ・今後は、優秀な人材確保の観点から民間企業等の状況及び組合との交渉を踏まえつつ、各事業のスクラップ・アンド・ビルド及び効率的な業務遂行の観点から、管理職割合の縮減等の措置を講じることにより給与水準の適正化を図り、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、平成23年度において、平成17年度と比較し、6%以上の総人件費削減を行う。 ・なお、職員給与の水準については、最先端の研究開発動向に通じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと、管理職の比率が高いこと、地域手当の高い地域に勤務する比率が高いことから国に比べて給与水準が高くなっている。	○	平成24年3月
	【随意契約の見直し】 ○分任契約担当者の増設や一括発注の推奨、前渡資金事務所の効率的な活用等随意契約の見直しの取組を行う。	・「随意契約見直し計画(平成19年12月策定)」に基づき、(1)業務手順の確立(電子入札の導入等)、(2)複数年度契約の拡大、(3)契約事務体制の整備(分任契約担当者の増設、前渡資金事務所等の効率的な活用等)、(4)契約事務担当職員の養成(一括発注の推奨等)、(5)プロジェクトチームの設置を順次実施し、随意契約によるものが真にやむを得ないもの以外、平成20年1月より全て一般競争入札等に移行した。	◎	平成20年1月
日本学術振興会	事務及び事業の見直し 【学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業】 ○助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。	大型の課題についての追跡調査については、平成19年度から開始している。 研究成果の把握・公表については、毎年度研究終了後に提出される実績報告書により、研究成果として、発表論文、学会発表、図書、産業財産権の出願・取得の状況を把握するとともに、研究実績概要を国立情報学研究所のデータベースで公開している。平成19年度からは、新聞等で報道された科研費の研究成果の中から、特にユニークなものを取り上げ、「科研費NEWS」(冊子)として広く公開するとともに関係者に配付している。さらに、国立国会図書館関西館に納付している「研究成果報告書」については、平成20年度から従来の冊子体を数枚の様式に変更し、新たにインターネットで広く公開することとした。 研究成果の普及については、小中高の児童・生徒を主な対象として、科研費の研究成果を分かりやすく説明する事業として、「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を実施している。(平成18年度開始)	◎	平成20年3月
	○競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。 また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。	不正使用等の防止については、研究機関における研究費の管理・監査体制の整備の義務化、研究機関に補助金の経理責任者を特定させ、その報告の義務化、全ての採択者に対して、不正使用を行わない旨の誓約の確認、研究機関に対する実地調査の実施、研究機関の管理体制不備に対するペナルティ(間接経費の減額等)の導入、平成20年度応募分から「研究機関の公的科研費の管理・監査ガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出の応募要件化を行っている。 不合理な重複及び過度の集中を排除するため、平成19年度の研究計画調査から、応募中の研究費、受入予定の研究費、その他の活動ごとにエフォートを記載させ、審査会において確認を行っている。また、府省共通研究開発管理システムへのデータ登録を行っている。	◎	平成20年3月
	○審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。	科研費の審査・配分については、応募受付や審査の電子化など様々な工夫により業務を効率的に実施し、増加する業務に適切に対応できるよう努力してきており、今後も引き続き効率化の取組を進める予定。	○	平成23年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本学術振興会	○審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続及び審査業務を完全電子化する。	審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、平成16年度から応募手続及び審査業務について順次電子化を進め、平成20年度には完全電子化する予定。	○	平成20年11月
	○平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の状況報告書の提出を応募要件とする。	平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の状況報告書の提出を応募要件としている。	◎	平成19年9月 (今後とも必要な取組を継続)
	【研究者養成のための資金の支給】 ○特別研究員(21世紀COEプログラム)については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。	特別研究員(21世紀COEプログラム)については、より重点化された「グローバルCOEプログラム」拠点への支援に重点化するため、「21世紀COEプログラム」の採択期間が終了した拠点から順次廃止し、20年度をもって終了する予定。	○	平成21年3月
	○特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。	第3期科学技術基本計画等を踏まえ、特別研究員事業の対象として、特別研究員(DC)の支援に重点化を図り、新規採用者の拡充を図った。(19年度:1,632名→20年度:2,018名) 海外特別研究員については、海外での研さん機会を付与する事業と一体的に実施しその効果を最大限に発揮できるよう、新規採用者の拡充を図った。(19年度:114人→20年度150人)	○	平成23年3月
	【学術の国際交流事業の促進事業】 ○日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。	外国人特別研究員事業において、新規採用者数の減少等により予算規模を縮小した。(予算額:平成19年度 6,084,784千円→平成20年度 5,404,914千円) 一方、日本人の若手研究者に海外での研さん機会を提供するため、若手研究者インターナショナルトレーニングプログラムを実施するなど、研究者の養成のための取組を行っている。	◎	平成20年3月
	○外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げたため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。	拠点大学交流事業では、相手国にマッチングファンドを求める事業へ移行する方針に基づき、平成22年度中に全課題が終了し、事業が廃止される予定。具体的には、平成19年度中に4件、20年度6件、21年度5件、22年度7件課題が順次終了(予定)となる。 また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、事後評価や課題実施者に対して事業の実施効果等についてのアンケート調査を実施することにより、事業に対するニーズを把握し、事業効果等の検証を行うとともに、有識者等からなる国際事業委員会において、海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した審査・評価や事業の改善の検討等を行っている。さらに、学術システム研究センターと連携しつつ、国際事業のより効率的・効果的な事業展開に向けた検討を行っている。	○	平成23年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本学術振興会	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。	海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)においては、これまでも少人数・低コストの効率的な業務運営に留意しつつ、当該地域におけるフィールドワーク支援や研究者ネットワークの構築に取り組んできた。 文部科学省独立行政法人評価委員会において、海外研究連絡センターの活動状況等の検証を実施し、廃止等見直しの検討を行った。その結果、「海外研究連絡センターについては、効率的な業務運営の観点から、各センターが置かれている地域の特性、当該地域における位置付けをしっかりと踏まえた上で事業を実施することが重要である。特に、アフリカ地域においては、大学等の事務所・拠点数が非常に少なく、日本人研究者の海外研究の足がかりとなるような拠点が乏しいという現状がある。増大するアフリカ地域研究など重要性・学術研究の特殊性に鑑み、欧米諸国等のセンターと同じように活動量を重視した運営ではなく、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図った上で、学術動向や海外情報収集に努め、機能の充実を図っていく必要がある。」との評価を得た。 この評価結果を踏まえ、効率的な業務運営に努めつつ、海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)の特性を踏まえた機能の充実を図る。具体的には、今後、東京本部及び各海外研究連絡センターとの連携を一層強化するため、新たに「大学国際化支援海外連携本部」(仮称)を設置することとし、さらに、①カイロ海外研究連絡センターを大学の研究者等の中東地域における活動拠点として共同利用を可能に、②ナイロビ研究連絡センターにおいては大学の研究者等のアフリカ中央域での活動拠点として共同利用を一層促進するなど、両センターの同地域における拠点機能や学術動向の収集・発信機能をより一層強化するよう、見直しを行う予定。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。	複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行うことにより、特別昇給や勤労手当等について、職員の処遇へ適格に反映することとした。	◎	平成20年10月
	○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。 また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進	平成19年度の人件費は、平成17年度と比較して、△2.6%(補正值ベース)であり、着実に削減しているところである。	○	平成23年3月
	【随意契約の見直し】 ○平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。	平成19年12月に独立行政法人日本学術振興会契約規則を一部改正し、平成20年1月より随意契約できる限度額の基準について、国の基準に合わせた。	◎	平成20年1月
理化学研究所	事務及び事業の見直し 【使命の明確化等】 ○使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。	・中期目標において、理化学研究所の使命を明確化し、理化学研究所が担うべき研究への重点化を図るとともに、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図った。また、その中期目標に従った中期計画を策定した。	◎	平成20年4月
	○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形を示す。	・国民理解のために全所横断的に推進している「一般公開」「科学講演会」「サイエンスキャンパス」、また、「nanotech」をはじめとする各種の産業展示会において、理研の研究成果と最先端の科学技術を紹介している。 ・平成19年度においては、上記イベントに加えて、より一層の国民理解増進を図るため、「理研サイエンスセミナー」を新規企画、実施を行った。(継続予定)	◎	平成20年1月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
理化学研究所	【新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業】 ○当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミメティックコントロール研究事業(フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター)、平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業(横浜研究所のゲノム科学総合研究センター)を廃止する。	・当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等(期間:平成20年4月～平成25年3月)で明確化した。 ・平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業(横浜研究所のゲノム科学総合研究センター)を廃止した。 ・バイオ・ミメティックコントロール研究事業(フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター)について、平成20年9月末に廃止の予定。	○	平成20年9月
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムとを統合する。	・平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムを統合することにより基幹研究所を設置した。	◎	平成20年4月
	【支部・事業所等の見直し】 ○海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。	・海外の研究拠点における共同研究については、中期計画に基づき事業を推進しているところ。共同研究の終了については、今後の研究の進捗状況やその評価等により、判断を行うこととなるが、共同研究を終了する場合には速やかに廃止を行う予定である。	○	共同研究終了時
	○駒込分所について、次期中期目標期間中に廃止する。その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。	・駒込・板橋整理合理化委員会(仮称)の開催を準備している。 ・処分の具体的な方法について、検討を進めている。	○	平成25年3月
	○板橋分所について、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨から見た適切性等を検討し、所要の結論を得る。 運営の効率化及び自律化	・駒込・板橋整理合理化委員会(仮称)の開催を準備している。 ・事業の実施状況等を踏まえて、今後の資産利用方法を検討する。	○	平成25年3月
	【自己収入の拡大】 ○各種の施設について、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。	・平成19年10月より、NMR施設(NMR立体構造解析パイプライン)について利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で外部利用を開始しており、H21年度予算より利用者が支払う受益者負担部分について自己収入として予算計上することを予定している。 ・平成23年度からの共用を予定しているX線自由電子レーザーについて、利用料に係る適正な受益者負担を含め、外部利用の仕組みについて検討を進めている。	○	平成23年3月
	【研究成果の社会への還元】 ○研究成果については、積極的に社会への還元を努める。	・現在、国内企業と理研が共同で研究を実施する融合的連携研究プログラムにおいて、6課題を実施している。また、新規課題の募集も行っている。 ・理研の研究成果の発信・普及に努め、HPに成果情報の公開を行い、随時更新している。 ・埼玉県や中小企業基盤整備機構と共に和光インキュベーションプラザを開設し、平成20年1月より入居を開始した。また同年4月より、本格的に活動を開始した。	◎	平成20年4月
○知的財産権等の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。	平成20年度より開始した中期計画に基づき、特許の見直しを行うなどし、実施化率の向上に努めている。	◎	平成20年4月	
宇宙航空研究開発機構	事務及び事業の見直し 【自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業】 ○宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。	・平成19年度より、プロジェクト開始にあたっての経営審査を行うこととした。また、進行中のプロジェクト(ロケット・衛星・航空)についてはプロジェクト進捗報告会において経営陣が、スケジュール、リスク、コストの観点での進捗確認を行っている。	◎	平成19年度
	○H-IIAロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時までには、民間企業に対する指導監督業務等の在り方の見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行う。	・平成18年度から19年度にかけて、民間移管に伴うH-IIAロケット開発・調達業務の見直し、同ロケットの製品検査等業務の廃止、JAXA打上業務の安全監理業務への特化による組織見直しを行った。 これに伴い、H-IIAプロジェクトチームの解散、名古屋駐在員事務所、鹿児島宇宙センターの人員削減を行い、大幅な効率化・合理化を実施した。	○	平成24年度

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
宇宙航空研究 開発機構	○今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずる。	・H-IIロケットについても、民間による打上げ輸送サービスに向けて、民間と協議しつつ、ロケットの着実な開発を推進しているところ。	○	—
	【宇宙開発利用による社会経済への貢献等衛星開発事業】 ○実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化する。	・文科省は、第2期中期目標において、国がJAXAに実施させるべきものとして「地球環境観測プログラム、災害監視・通信プログラム、衛星測位プログラムに重点化する」とこととした。これに基づき、第2期中期計画により、3つのプログラムで構成される「衛星による宇宙利用」の事業を推進しているところ。	○	—
	【社会的要請にこたえる航空科学技術の研究開発等航空分野研究開発事業】 ○国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化するものとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したもののについては順次廃止する。	・第2期中期計画に記載した通り、「第3期科学技術基本計画」における戦略重点科学技術を中心とした先端的・基盤的な航空科学技術の研究開発に重点化して進めているところ。平成19年度には、垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発、無人機用高精度航法装置の研究開発の2課題について、民間に対し技術移転を行ったもの、或いは行うことが可能なレベルに達したものと判断し研究開発を終了した。更に研究開発成果の民間への技術移転を促進すべく努めているところ。	○	—
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○東京事務所(千代田区丸の内)及び大手町分室(千代田区大手町)については、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に統合する。	・平成20年度計画に記載したとおり、東京事務所等について、管理及び経費の効率化の観点から、関係府省等との調整部門等の現在地に置く必要がある部門以外のものを調布等に移転することについての検討を進めている。	○	平成21年度
	【支部・事業所等の見直し】 ○次期中期目標期間終了時(平成24年度末)までに、横浜監督員分室及び汐留分室を廃止するとともに、平成19年度中に三陸大気球観測所を廃止する。さらに、これにとどまらず、今後も極力集約化を行う。	・平成20年度計画に記載したとおり、横浜監督員分室については、平成20年度末を目処に閉鎖する目標で、業務・人員の整理・再配置の検討及び調整を行っている。 ・汐留分室、三陸大気球観測所については、平成19年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。	横浜監督員分室 ○	平成21年3月
	○見直し、重点化等に伴い、関係の経費及び人員を削減する。		汐留分室、三陸大気球観測所 ◎	平成19年度
	運営の効率化及び自律化 【施設・設備の外部への供用】 ○保有する施設・設備については、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進する。	・第2期中期計画に以下のとおり目標を設定し、更なる促進を進めている。「大型試験施設等の供用に関しては、利用者への一層の情報提供・利便性向上に努め、施設・設備供用件数を毎年50件以上とする」 平成19年度においても同様の年度計画を設定し、58件の施設・設備供用を実施した。また、利用料については、適正な金額となるよう最新の情報に基づき、毎年1回以上料金表の見直しを図っている。	◎	平成19年度
	【研究成果の社会への還元】 ○研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元を努める。	・第2期中期計画に以下のとおり目標を設定し、積極的に社会への還元を努めている。「外部専門家や成果活用促進制度の活用等を通じ、技術移転(ライセンス供与)件数を中期目標期間の期末までに年50件以上とする」 平成19年度においても積極的に技術移転を進め、58件の技術移転を実施した。	◎	平成19年度
	【保有資産の見直し】 ○事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。	・汐留分室及び三陸大気球観測所の廃止に伴い生ずる遊休資産はない。今後、事業所等の廃止に伴い遊休資産が生じた場合には、速やかに処分を行う。	◎	平成20年度
	○野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。	・野木レーダーステーションについては、売却に向けた努力を継続。	○	平成20年度に検討着手

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
宇宙航空研究開発機構	○鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。	・鳩山宿舎については、平成19年度には売却契約に至らず(応札はあったものの売買不成立)、改めて平成20年度中に入札を実施。	○	平成20年度中
日本スポーツ振興センター	事務及び事業の見直し 【スポーツ振興投票業務】 ○スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできるだけ早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。	・平成19年度の売上は前年度を500億円上回る637億円となり、繰越欠損金を前年度末の264億円から96億円まで減少させ、かつ、助成財源として15億円を確保した。 ・平成20年度の売上については、9月13日の時点で576億円に達していることから、長期借入金について完済する予定としており、引き続き、繰越欠損金の早期解消とともにスポーツ振興に対する助成の確保に努める。	○	平成21年3月
	○その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。	・スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方等について、民間調査機関の協力を得て、調査を実施中。	○	平成21年度末
	○なお、その間であっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。	・平成20年度は、既に7月12日に年間売上計画額400億円を上回っており、今後、長期借入金の繰上償還を進め、繰越欠損金を減少させる見込みである。	◎	平成20年7月
	【スポーツ振興のための助成業務】 ○助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させる。	・厳格かつ客観的な評価を実施するため、外部の有識者による助成事業評価ワーキンググループを設置している。評価に当たっては、スポーツ振興基金、競技強化支援事業及びスポーツ振興くじのそれぞれの助成区分ごとに、達成すべき内容や水準を具体的かつ定量的に示した評価項目及び評価基準を設けている。 「評価」は、4段階評価を記載するとともに、助成事業の効率化及び適正化に反映させるために、「次回への提言」を付記している。 なお、この「評価基準」については、必要に応じ、見直すこととしている。	○	平成21年度以降随時
	【災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務】 ○災害共済給付業務については、更なる合理化を行うとともに、次期中期目標期間終了時まで、支所の業務等の在り方について検討を行い所要の結論を得る。	・災害共済給付業務の効率化・合理化及び支所の業務等の在り方について検討を行うため、平成20年4月にセンター内部に外部の有識者を含めた「学校安全業務検討委員会」を設置し、同年7月に第1回の委員会を開催した。	○	平成25年3月まで
	○学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化する。なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得る。	・平成20年3月に策定した第2期中期目標・中期計画において、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務を「学校安全支援業務」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報の分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化するとともに、成果・効果に係る適切な指標を設定した。 ・今後、独立行政法人評価委員会による「各事業年度に係る業務の実績に関する評価」を踏まえつつ、「学校安全業務検討委員会」において各事業の必要性・有効性の検証を行うこととしている。	○	平成25年3月まで
【スポーツ施設の運営・提供等に関する業務】 ○国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施する。なお、入札対象範囲の拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。	平成21年度からの実施に向けて、官民競争入札等監視委員会による実施要項審査の実施等、適切に準備を進めている。 ○今後の予定 平成20年7月～10月 官民競争入札等監視委員会による実施要項審査 平成20年11月 入札公告・入札説明会・現場説明会 平成21年1月 入札書提出期限 平成21年2月 契約	○	平成21年4月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本スポーツ振興センター	<p>運営の効率化及び自律化 【資産の有効活用等】 ○国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、ネーミングライツの導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。</p>	<p>・ナショナルトレーニングセンターにおけるネーミングライツの導入に向け、具体的な実施方法、収益性について検討を重ねているところである。 ・国立代々木競技場第一体育館及び第二体育館の利用料について、料金区分をより細分化することにより自己収入の増加を図った。また、国立スポーツ科学センター屋外テニスコート利用料及び戸田艇庫合宿室利用料についても、料金の増額改定(20%~30%増)を行った。</p>	<p>ネーミングライツの導入 ○</p> <p>施設利用料の見直し◎</p>	<p>平成23年3月</p> <p>平成20年4月</p>
	○その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。	・現在、各職員宿舎の売却手続きに必要な土壌調査や資産の鑑定評価等の準備を進めており、平成20年度中に一般競争入札による売却を予定。	○	平成20年度中
日本芸術文化振興会	<p>事務及び事業の見直し 【芸術文化振興のための助成事業の一元化】 ○文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化する。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減する。</p>	<p>平成21年度から、文化庁の助成事業(旧 芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)に関する事務を振興会に移管し、芸術文化振興基金の助成事業と文化庁の助成事業とを統合・一元化して実施するため、文化庁において、助成事業に係る経費を補助金として振興会に交付するよう概算要求を行っている。なお、その際、これまで基金の事業として行っていた映画製作活動に対する助成を文化庁の補助金による事業に一本化するとともに、舞台芸術振興事業は整理のうえ廃止する予定である。 また、文化庁の助成事業担当職員については、削減する方向で現在検討中。</p>	○	平成21年4月
	<p>【伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し】 ○伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定する。この一環として、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成について、現行中期目標期間の終了時まで休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直す。</p>	<p>伝統芸能の伝承者の養成については、第2期中期計画において、対象分野の存廃に係る定量的な方針を公表するとともに、伝承者を安定的に確保するために中期目標の期間中に養成すべき人数を掲げている。その上で、毎年度、伝承者の人数、年齢構成、公開の実施状況等について調査して実情を把握し、関係団体や外部専門家等の意見を踏まえ不断に見直しを行い、研修を実施する対象分野や規模を決定することとしている。 この結果、寄席囃子第13期生の募集については、寄席囃子演奏者が充足しているため休止した。</p>	◎	平成20年4月
	○現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直す。	現代舞台芸術の研修については、第2期中期目標及び第2期中期計画において、その目的、位置付け及び期待する成果を明確にするとともに、研修修了生の動向把握により成果の検証を行い、その結果に基づき、研修分野について不断の見直しを行うこととしている。 バレエ研修については、隔年の募集であったが、研修機会の拡大と複数年次の研修による相乗効果等を考慮し、平成20年度開講の第5期生から毎年度募集することとした。	◎	平成20年4月
	<p>【国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等】 ○外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。</p>	管理運営業務に係る外部委託の拡大等については、第2期中期計画において外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図ることとしている。平成20年度は、公用車に関する業務の一部を新たに外部委託するとともに、経費削減に資するものとして、警備業務、清掃業務、電気供給などについて、複数年契約を締結することとして一般競争入札を実施した。	◎	平成20年4月
	○特定の公益法人に随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。	新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団に対する平成20年度の業務委託に係る再委託については一般競争入札を大幅に活用し、透明性の確保及び経費削減に努めている。	◎	平成20年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本芸術文化振興会	運営の効率化及び自律化	劇場施設については、第2期中期計画において、劇場の使用効率の向上を図り、来場者の増加を図る観点から貸与日数を増加させ、劇場全体の公演回数増加を図ることとしている。 劇場施設の貸与については、貸与日数の増加と業務の効率化を図るため、以下の方策を実施している。 ・稽古や工事の計画を精査し、可能な限り劇場貸与を希望する民間団体等の要望に応え、全劇場の稼働率向上に努める。 ・主催公演の終演後等にも可能な限り貸与を行っている。 ・ホームページに申込方法や利用可能日を掲載するとともに、申込方法等を分かりやすく記載した利用案内冊子を作成し、新たな利用者の獲得を図る。 ・劇場の設置目的以外の公演等にも積極的に貸与を行っている。 ・キャンセル等により利用可能日が生じた場合も追加貸与を積極的に行っている。 ・劇場使用の受付時期の前倒し等の検討。	◎	平成20年4月
	【施設の有効活用等】 ○国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数の増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。同時に、これらにより自己収入の増加にも努める。	公演の映像記録の活用については、第2期中期計画において、必要な著作権処理を行った上で、劇場上映やインターネット配信、販売等の一層の有効活用を図ることとしている。 平成20年2月に「知的財産活用推進本部」を設置し、経費や著作権等の処理について検討を行っている。また、国立文楽劇場文楽公演の記録映像を国立劇場小劇場において上映する「デジタルシアター」試写会を実施した。	◎	平成20年4月
日本学生支援機構	事務及び事業の見直し			
	【奨学金貸与事業】 ○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。	・機構に設置した学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等による「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の効果的な回収方策等について検討を進め、報告書を取りまとめた（「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」平成20年6月10日）。同報告書の提言を踏まえた改善方策を今年度から順次実施するとともに、次期中期目標・中期計画（平成21年度～25年度）等に適切に反映させることとしている。	○	平成20年6月 （有識者会議報告書）
	○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。	・社会経済情勢等を踏まえつつ、教育政策の観点等から見直しの検討を進める。	○	継続的に実施
	【留学生支援事業】 ○東京国際交流会館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。	・プラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務について、平成19年度に内閣府官民競争入札等監視委員会の審議を経て決定した実施要項を踏まえ民間競争入札を実施し、機構に設置された外部有識者からなる市場化テスト評価委員会における審査を経て落札者を決定した。平成20年4月より3年間の予定で、民間競争入札による落札者に委託している。 ・プラザ平成については、平成20年4月から実施している市場化テストの状況を分析しつつ、平成20年度末までに廃止も含め在り方について結論を得よう検討する。	○	平成21年3月
	【学生生活支援事業】 ○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。	・学生生活支援事業について、機構において、「各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する」観点を踏まえ検討を行い、平成20年度までに研修事業等の見直しを行った。なお、引き続き、有識者等の意見を聴取しつつ、見直しについて検討を進め、次期中期目標・中期計画に反映させることとしている。	○	平成21年3月
【市場化テストの拡大】 ○国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。	・広島国際交流会館の管理・運営業務について、平成19年度に内閣府官民競争入札等監視委員会の審議を経て決定した実施要項を踏まえ民間競争入札を実施し、機構に設置された外部有識者からなる市場化テスト評価委員会における審査を経て落札者を決定した。平成20年4月より3年間の予定で、民間競争入札による落札者に委託している。 ・大阪第二国際交流会館については、平成21年度からの委託に向けて、機構市場化テスト評価委員会における審議を経て、内閣府官民競争入札等監視委員会で実施要項を審議中である。 ・今後、落札業者による業務実施状況等も踏まえつつ平成21年度以降についても段階的に、残る11館の民間競争入札を更に推進する。	○	平成21年3月 （大阪第二国際交流会館）	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本学生支援機構	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。	・国費留学生や外国政府派遣留学生の受け入れを中心に行うとの観点から運営体制の見直し等について検討を行い、平成19年度末をもって私費留学生を多数受け入れていた専科課程の廃止を行うなど運営体制の見直しを図るとともに、これに伴う教職員定員削減を行った。	◎	平成20年3月
	【人員、組織の徹底したスリム化】 ○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。	・奨学金の回収業務に係る民間委託の推進のあり方について、機構に設置した「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において平成20年6月に報告書を取りまとめ、これに基づき回収効果の見込める初期延滞債権について重点的に民間委託を実施することとしている。 ・次期中期計画終了時(平成25年度)までに現行中期計画開始時の職員数に比べ1割程度の職員数を削減するとの観点を踏まえつつ、人員及び組織について検討し、次期中期計画に反映させることとしている。	○	平成26年3月
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	・東京日本語教育センターは学校教育法に基づく各種学校として所轄庁(東京都)から認可を受けた学校であり、認可基準により校地・校舎は自己所有するものとされている。この点を留意しつつ、東京日本語教育センターの学生ホールや教室・会議室等の施設については、施設の機能や性格を踏まえるとともに、近隣や地元の国際交流団体等の要望に配慮しつつ、機構において、ワーキンググループを設置して、その有効活用方策について検討を進めているところである。	○	平成21年3月
	○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。	・保有形態をより具体的に想定する等、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、機構において検討を進めているところである。	○	平成21年3月
	○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	・国際交流会館の附属施設(会議室、体育館等)について、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等の活動施設として広く提供するなど、地元地域との連携を重視しつつ、有効活用の方策を検討し、次期中期目標・中期計画に反映させることとしている。	○	平成21年3月
	○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得よう検討する。	・高円寺宿舎について、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、売却を含めた資産の在り方について、機構において、プロジェクトチームを設置して、検討を進めているところである。	○	平成21年3月
	事務及び事業の見直し 【使命の明確化等】 ○使命の明確化を図り、海洋に関する基礎的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に実施しているという特性をいかした、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担の明確化を図る。	海洋研究開発機構は、現在、海洋科学技術水準の向上のため、中期目標等に基づき、海洋科学技術に関する先端的な研究開発を重点的に推進するとともに、民間ではリスクが高く開発・運用できない深海探査システムや研究船を保有し、自らの研究に活用するほか、大学等の学術研究の発展に寄与するため、それらの供用を行うなどの役割を担っている。今後も、次期中期目標等において、海洋研究開発機構が担うべき研究の一層の重点化及び他機関との役割分担の明確化を図る予定としている。	◎	平成20年1月
○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。	現在、海洋研究開発機構において、研究情報の公開や成果の普及・活用の促進のため、HP掲載やプレス発表、報告会等を行い、研究の必要性を示すとともに、成果の社会還元等を目指しているところ。今後も、より国民に分かりやすい形で、研究の必要性やその成果等を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図ることとする。	◎	平成20年1月	
【研究開発プロジェクトの進行管理】 ○開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。特に、統合国際深海掘削計画(IODP)に基づく深海地球ドリリング計画については、進行管理を徹底するとともに、進捗状況や成果等を国民に分かりやすい形で示す。	海洋研究開発機構では、研究開発プロジェクトについて、毎年度、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けて、役員及び担当管理部門が前年度の評価結果等を踏まえ、コスト面や事業実施の可否等について検討した上で予算配分を行っている。なお、深海地球ドリリング計画については、ロードマップ等を作成し進行管理を行うとともに、HP掲載やプレス発表、報告会等において、その進捗状況や成果等を示しているところ。今後も、プロジェクトの進行管理をより徹底するとともに、国民に分かりやすい形で研究成果等を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図る。	◎	平成20年1月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
海洋研究開発機構	【科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者への施設・設備の供用事業】 ○「地球シミュレータ」の今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するのみにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努める。	海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を踏まえ、平成20年度中にシステム更新を行う予定。具体的には、既製品の活用及び6年間のリース契約により更新経費を抑制するとともに、更新するシステムの省電力効果により光熱水費等の運用費の低減を図ることで歳出削減に努めることとしている。	○	平成21年3月
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○防災科学技術研究所と統合する。	平成22年4月に統合を予定し、統合に向けた作業を行っている。	○	平成22年4月 (検討中)
	【組織体制の整備】 ○海洋研究開発機構が保有する船舶(7隻)において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、東京大学海洋研究所において一元的に実施する。これに伴い、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図る。	現在、大きく異なる公募システムの一元化について、東京大学海洋研究所と実施体制等を協議しており、平成22年度末までに業務を一元的に実施するほか、業務全体の効率化を図るため、所要の措置について検討中。	○	平成23年3月
	【支部・事業所等の見直し】 ○今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始に対応して、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止する。	今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始時期の検討を踏まえ、室戸岬沖海底ネットワークシステムの廃止時期を検討中。	○	平成26年3月
	○むつ研究所については、利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図る。 運営の効率化及び自律化	研究交流棟の宿泊利用は平成20年度より宿泊利用を停止。事務棟の廃止（建物の賃借契約の終了）及びそれに伴う研究交流棟への共通管理部門の移設は、平成22年度末までに実施できるよう、建物の賃借元である日本原子力研究開発機構と協議をしているところ。	○	平成23年3月
	【業務運営体制の整備】 ○海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船(2隻)については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。	学術研究船の外部委託については、その運航業務の外部委託を計画的に進めているところ。特に、研究船1隻の外部委託化については、船員の雇用問題を考慮し、次期中期目標期間中に実施できるよう検討中。	○	平成26年3月
	【研究成果の社会への還元】 ○研究開発の成果については、積極的に社会への還元に努める。	現在、海洋研究開発機構において、研究情報の公開や成果の普及・活用の促進のため、HP掲載やプレス発表、報告会等を行い、研究の必要性を示すとともに、成果の社会還元等を目指しているところ。今後も、より国民に分かりやすい形で、研究の必要性やその成果等を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図ることとする。	◎	平成20年1月
国立高等専門学校機構	事務及び事業の見直し 【国立高等専門学校の配置の在り方の見直し】 ○入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討し、所要の結論を得る。	中央教育審議会答申(案)においては、「高等専門学校はそれぞれの地域の高等教育機関として重要な役割を果たしており、今後地域のニーズに対応した教育研究活動を強化し、教育の質の一層の向上を図っていくためには、地域における15歳人口の動向、入学志願者の動向を踏まえた入学者の質の確保の必要性など地域の実情を十分考慮に入れつつ、必要に応じ、本科・専攻科の規模を含め、組織体制の整備・充実について検討していくべき」「具体的には、国立高等専門学校を再編・整備し、学科再編や教育研究資源の結集による教育の質の向上を図ることについて検討が必要であり、例えば異なる分野の特色ある高等専門学校同士が相互補完して新しいモデルの高等専門学校を創設することなどが考えられる」などの指摘をされているところ。 国立高等専門学校機構ではこれらの指摘も踏まえて、平成21年10月を目標に4地区の高専の高度化再編を進めている。	○	平成21年10月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立高等専門学校機構	<p>【専攻科の見直し】</p> <p>○職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大学へ編入学する者も半数近く存在することとの関係を整理し、役割や位置付けを明確化した上で、必要な教育研究機能等を検討し、所要の結論を得る。</p> <p>組織の見直し</p>	<p>中央教育審議会答申(案)において、技術科学大学や一般大学への編入学、専攻科の役割について整理し、明確化している。また、専攻科については「高等専門学校の組織体制の見直しと合わせ、地域や各高等専門学校の実情に応じ、入学定員の拡充も含め、専攻科の整備・拡充を図っていくことが適当である」「専攻科の教育研究機能の充実を図るべきである」などと指摘されている。</p> <p>国立高等専門学校機構ではこれらの指摘も踏まえ、平成21年10月を目前に4地区の高専の専攻科の高度化再編を進めるとともに、平成21年4月からは、国立高等専門学校55校中唯一専攻科を設置していない沖縄工業高等専門学校に専攻科を設置することとしている。</p>	○	平成21年10月
	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めることにより、削減する。</p>	<p>○各学校において、より効率的な管理運営体制を構築するため庶務課、会計課、学生課の3課体制を庶務課と会計課を総務課として統合し、総務課、学生課の2課体制とすることを決定し、平成20年4月をもって、全ての事務部において2課体制に移行したところである。</p> <p>○本部事務局での業務の一元化については、平成19年度までに共済事務、人事給与業務について行ったが、平成20年4月からは全ての資金の支払い業務、学納金の収納業務、旅費業務についても一元化を行った。</p> <p>○以上の取り組みなどにより、事務職員数法人発足(平成16年度)から平成20年度にかけ143名減少した。</p>	◎	平成20年4月
	<p>運営の効率化及び自律化</p>	<p>受託研究及び共同研究については、平成16年度の法人化以降、年々件数は増加しており、今後も積極的に取り組む。</p> <p>(参考)平成16年度実績 共同研究:409件 287,556千円 受託研究:155件 412,742千円 平成19年度実績 共同研究:634件 354,524千円 受託研究:247件 484,426千円</p> <p>なお、各種補助金等競争的資金については、公募情報を機構より随時メールマガジンにより提供するなど、各高専が積極的に外部資金を獲得出来るように支援をしている。</p> <p>また、各高専のもつ研究成果、技術成果を社会に紹介する機会を機構及び各高専において設けるとともに、中小企業基盤整備機構の実施するフォーラムに参加し、モノ作りデモンストレーションを行うなど、中小企業へのアピールにより、技術移転の推進並びに受託研究、共同研究の増額に努めているほか、科学技術振興機構(JST)の実施する展示会、新技術説明会等の事業にも高専ブースを設けるなど積極的に参加しており、こうした機会を通じて外部資金の獲得に努める。</p>	◎	継続的に実施
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【認証評価業務】</p> <p>○民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。</p>	<p>・認証評価制度は平成16年度に導入された制度であり、法令に基づき7年以内ごとに実施することとされている機関別認証評価について、平成16年度から平成19年度までの4年間で受審した大学・短期大学は全体の35%(大学268校、短大132校)の実施状況である。平成22年度までの残る3年間で大学477校、短期大学259校の認証評価の実施が民間の認証評価機関で対応可能かどうかの状況を把握した上で、廃止又は休止の検討を行う。</p> <p>・認証評価業務の効率的な実施については、評価の質の保証に配慮しつつ検討を進めているとともに、業務運営等の効率化を行い、段階的に運営費交付金の縮減を図っているところである。</p>	○	未定

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
大学評価・学位授与機構	【認証評価業務・国立大学法人評価業務】 ○民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認め、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与と機構の業務の効率化を図る。	・国立大学法人評価と認証評価は趣旨の異なる別の制度であるが、双方ともに教育研究活動等の状況についての評価を行うことから、認証評価のために法人が作成した基礎資料・データ等を、法人の判断により、教育研究評価にそのまま用いることを可能としている。 ・国立大学法人評価に関しては、大学評価・学位授与と機構において構築した大学情報データベースを活用し、国立大学法人の負担軽減及び機構の業務の効率化を図っている。	◎	平成20年7月
	【手厚く手柔く】 ○業務の効率化を図り、原則として手数料収入で学位審査経費を賄うよう運営する。手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して実施している学位授与基準の検討等の周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与と基準の検討を行うなど効率化・合理化を図り、計画的に経費の縮減を進める。	・平成20年度より学位授与と申請者に対して課すべき学位審査手数料の大幅な値上げを実施(学士:22千円→25千円、修士:27千円→34千円、博士:60千円→67千円)。 ・学位授与と申請者の増加による手数料収入の増加や各種経費の段階的削減を図りながら、審査経費と審査手数料の収支均衡を目指す。	○	継続的に実施
	【調査研究業務】 ○国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図る。 組織の見直し	・平成16年度から平成19年度までの調査及び研究の成果等を考慮し、調査研究内容の見直し、整理・統合の検討を行っている。	○	平成21年4月
	【法人形態の見直し】 ○国立大学財務・経営センターと統合する。 運営の効率化及び自律化	・平成22年4月に統合を予定し、統合に向けた作業を行っている。	○	平成22年4月
	【資産の有効活用】 ○小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	・小平第二住宅についての8月1日現在の入居率は97.4%(39戸中38戸入居)であり、今後も入居率を維持するよう努める。	—	—
国立大学財務・経営センター	事務及び事業の見直し 【融資等業務】 ○融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄附金の受入れ及び配分事業を廃止する。	・平成21年度より事業を廃止する予定。	○	平成21年3月
	○財政投融資資金によるほか、民間資金の活用観点から、現在進めている病院PFI事業(パイロットモデル)の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。	・国立大学法人等における病院PFI事業については、パイロットモデルとして筑波大学附属病院が平成20年度の事業契約締結に向け手続きを進めているところであるとともに、小規模な設備の整備への民間金融機関からの資金導入については、大学のニーズを踏まえ検討を行っている。	○	平成21年4月
	【キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営】 ○キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。	・平成21年度より管理運営事業は廃止する予定。その施設の活用方法については、現在検討を行っている。	○	平成21年4月
	【学術総合センターの共用会議室の管理運営】 ○平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。 組織の見直し	・管理運営の在り方については、現在検討を行っている。	○	平成21年4月
	【法人形態の見直し】 ○大学評価・学位授与と機構と統合する。	・平成22年4月に統合を予定し、統合に向けた作業を行っている。	○	平成22年4月
【組織体制の整備】 ○平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。	平成18年度の事務・事業の見直しを踏まえ、平成19年度からセミナー・研修事業や教育研究用機器リユース情報提供システムなどの廃止により業務の重点化・効率化を図るとともに、平成20年4月より、人員配置の合理化の観点から、総務課の課長補佐を欠員とし、経営支援事業体制の充実の観点から、経営支援企画係に係員を1名増員した。	◎	平成20年4月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立大学財務・経営センター	運営の効率化及び自律化 【経費節減】 ○運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費(退職手当を除く。)に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。	平成19年度においては、一般管理費については、消耗品費の削減、備品の長期利用、随意契約から一般競争への移行等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、8.9%の効率化を達成した。 また、事業費については、ペーパーレス化の推進、消耗品費の削減、随意契約から一般競争への移行等により、事業費の決算額において、1.8%の効率化を達成した。	○	平成21年3月
	○大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。	・業務の効率化の成果については、毎年度業務実績報告書などにおいてHPで公表を行っている	◎	平成18年7月
メディア教育開発センター	事務及び事業の見直し 【法人形態の見直し】 ○メディア教育開発センターの事務及び事業については、独立行政法人において実施する必要性が薄れたと考えられることから、現行中期目標期間終了時において、廃止する。 ○なお、日本の大学教育の国際競争力の向上のためICT活用教育を推進することは必要であるとの観点から、これまでメディア教育開発センターが行ってきた事務及び事業については、内容を精査した上で、メディア教育開発センターが放送大学と緊密な連携協力を図ってきた経緯も踏まえ、放送大学学園において実施するものとし、そのための所要の措置を講ずる。 組織の見直し	メディア教育開発センターの廃止及び放送大学学園への業務移管のための平成21年度概算要求を取りまとめた。 概算要求にあたっては、従来の事業内容を精査し、①大学等におけるICT活用教育支援、②ICT活用教材等の流通・共有化、③ICT活用教育に関する調査研究などの事業に重点化を図った。	○	平成21年3月
	同上	同上	○	平成21年3月
日本原子力研究開発機構	事務及び事業の見直し 【原子カシステムの研究開発等研究開発業務】 ○機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。	・六ヶ所再処理工場の設計・建設・試運転に対して、昭和57年6月に技術協力基本協定を締結して、技術移転を進めているところ。現在、六ヶ所再処理工場はアクティブ試験運転を継続中であり、これに対して着実に支援を行っており、引き続き技術者の派遣を行っている。	○	平成27年度末まで
	○「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。	・「自由電子レーザー(FEL)」等の施設の廃止については、平成20年度中に廃止措置着手・終了年度を明確にするため、現在、これらの施設について廃止措置実施計画を検討中。	○	平成20年度末
	【展示・理解促進活動】 ○展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。	・地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、「展示施設の利用効率等の向上のためのアクションプラン」を平成20年3月に策定。また、同アクションプランにおいて、入館者増を図るための措置および経費の削減等に向けた具体的数値目標を定めるとともに、有料化の是非については、有料化の対象の範囲等について入館者アンケート調査等を踏まえ検討の上、平成20年度中に結論を得ることとしている。 ・現在、アクションプランに基づき取り組むとともに、各展示施設の取組状況は四半期毎に広報部及び各拠点担当課がフォローアップしている。 ・有料化の是非の検討については、有料化の対象範囲、有料化に伴うマイナス効果等を探るべくアンケート調査を実施中である。	○	平成20年度末
	運営の効率化及び自律化 【J-PARCの運営の効率化】 ○大強度陽子加速器施設(J-PARC)については、平成19年度末を目標に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。	平成19年度の加速器試験等の実績を踏まえ検討を行い、 ・電力料金の高い夏季における運転時間の短縮を図る ・異なる組織・施設(JAEA-KEK、加速器施設-実験施設等)において共通する業務(放射線管理業務等)は、J-PARCとして一括契約することにより、委託業務契約人員を一元化するなど経費圧縮を図る など、J-PARC経費の圧縮等運営の効率化の方向性について平成20年3月に結論を得た。	◎	平成20年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
<p>日本原子力研究開発機構</p>	<p>【自己収入の増大】 ○共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。</p>	<p>○共同研究資金の獲得・施設利用の増大に関して ・成果報告会等を開催し、施設利用の成果を発表、外部主催の研究会へ参加し施設共用を紹介、原子力機構の先端施設について利用方法を明確化してWEBで公開することにより、利用獲得及び資金増大に努めている。 ・施設利用料金を含めた施設共用制度のあり方と共同研究の実績について検討を行っており、その結果をふまえて平成20年度中に平成21年度以降の定量的目標を定める予定。 ○競争的資金・受託収入の増大に関して ・機構が保有する研究施設等をWEBでよりわかりやすく紹介し、資金獲得の増大に努めている。 ・競争的資金を獲得するために、応募書類の記載方法等について各研究部門担当者に対し有識者による説明会を実施している。 ・平成20年度までの競争的資金と受託収入の獲得状況について検討を行っており、その結果をふまえて平成20年度中に平成21年度以降の定量的目標を定める予定。</p> <p>○寄付金の増大に関して ・寄附依頼先の新規開拓、ホームページの寄附金募集案内の全面的見直し、民間出資者・寄附者懇談会の見直しを行っており、これにより寄附金の増大に努め、平成20年度の状況から平成21年度以降の定量的な目標を定める予定。 ○売電収入について ・「もんじゅ」の性能試験期間中の売電単価及び運転計画について検討を行っており、売電収入の定量的目標を定める予定。 ○研修事業による収入の増大に関して ・機構外からの受講者の増大を図るために研修内容をWEB等でよりわかりやすく紹介するなどして、収入の増大に努めている。 ・平成20年度の状況から平成21年度以降の定量的な目標を定める予定。 ○展示施設利用にかかる収入に関して ・平成20年3月に策定した「展示施設の利用効率等の向上のためのアクションプラン」に基づき、実験教室やサイエンスカフェの開催頻度を増やすとともに巡回企画展示の積極的な誘致を行い、来訪者の増大に努めている。 ・有料化の対象範囲を検討するために、7月から入館者アンケートを実施している。このアンケート結果の分析、検討をふまえて、平成20年度中に、平成21年度以降の展示施設利用にかかる収入に関する定量的な目標を定める予定。</p>	○	平成20年度末
	<p>【保有資産の見直し】 ○使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地(西地区)」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。</p>	<p>【使用されていない宿舎・宿舎跡地】 ・平成20年3月に売却に向けた準備を行うことを決定した。なお、現在は売却に向けた手続きを進めている。</p> <p>【老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎】 ・近隣宿舎への集約化等を図ることにより、入居率を適正な水準に上げるため、現在、集約化し存続する宿舎及び不要となる宿舎の選定のための検討を行っていることとあり、平成21年1月までに結論を得る予定。</p> <p>【那珂核融合研究所の未利用地(西地区)】 ・原子力機構の土地利用検討委員会等において検討・審議しているところであり、平成21年3月までに方針を決定する予定。</p>	<p>【使用されていない宿舎・宿舎跡地】 ◎</p> <p>【老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎】 ○</p> <p>【那珂核融合研究所の未利用地(西地区)】 ○</p>	<p>平成20年3月</p> <p>平成21年1月</p> <p>平成21年3月</p>

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本原子力研究開発機構	○青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。	・担当理事を長とした検討体制を整備し、多角的に検討を進めているところであり、平成21年1月までに方針を決定する予定。	○	平成21年1月
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。	・原子力機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にするとともに、法令遵守等の徹底・強化のため、原子力機構の中期目標及び中期計画を変更すべく手続きを進めているところ。 ・コンプライアンス(法令、安全協定等の遵守、企業倫理の遵守)活動のより一層の推進を図るため、新たに、Eラーニングやチェックシート作成による許認可の確認など新たな取組を開始するとともに、従業員を対象とした研修会、PDCAサイクル、客観的評価、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を引き続き実施している。	○	平成20年度中